


所管部課	子育て支援部	子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給規則の一部 を改正する規則について			区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要 旨</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、雇用保険法の規定による教育訓練給付金受給対象のひとり親家庭の母及び父が、当該給付金（訓練給付金）の額との差額を受給できることになったため、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条（1）中「又はこれと趣旨を同じくする給付金」を削除する。 ・第5条（1）に（昭和49年法律第116号）を追加する。 ・同条（2）中「のうち、就業に結びつく可能性の高いもの」を削除する。 ・第1号様式、第3号様式及び第6号様式について、雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金に係る内容についての追加及び制度に合わせた文言整理を行う。 <p>(2) 施行日 公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 雇用保険法の規定による教育訓練給付金受給対象のひとり親家庭の母及び父が、当該給付金（訓練給付金）の額との差額を受給できることにより、経済的に安定し自立に繋がる資格の取得が容易になる。</p>							
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。